

広島高速道路公社建設工事総合評価落札方式実施要領

(平成18年 8月 2日)

[沿革] 平成19年 1月16日改正
平成20年 5月 1日改正
平成21年11月 1日改正
平成22年 6月16日改正
平成23年 2月14日改正
平成24年 4月 1日改正
平成25年 5月10日改正
令和 元年 7月 1日改正
令和 3年 4月 1日改正
令和 4年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、広島高速道路公社が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における総合評価落札方式とは、広島高速道路公社会計規程第76条第2項の規定に基づき、建設工事の質を高めることを目的とし、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領は、原則として10,000千円以上の建設工事のうち、次のいずれかに該当する建設工事に係る入札を対象とし、総合評価落札方式を適用するものとする。ただし、広島高速道路公社競争入札等執行委員会（以下「執行委員会」という。）で総合評価落札方式によることが適当でない認められた建設工事はこの限りではない。

- (1)技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事について、企業の施工実績、配置予定技術者の能力等の技術力と入札価格とを一体として評価することが事業実施上有利とされる工事（簡易型）
- (2)技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事について、工期短縮、安全対策、交通や環境への影響等に関する入札参加者の技術提案等及び企業の実績・能力、配置予定技術者の実績・能力等の技術力と入札価格とを一体として評価することが事業実施上有利とされる工事（標準型）
- (3)技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事について、主に工期短縮・コスト縮減等を目的として設計段階から新技術・新工法、工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能及びライフサイクルコストに関する入札参加者の技術提案等と入札価格を一体として評価することが事業実施上有利とされる工事（高度技術提案型）

(学識経験者の意見聴取)

第4条 理事長は、総合評価落札方式を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1)落札者の決定基準を定めようとする場合
- (2)前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第5条 理事長は、総合評価落札方式で建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合は、次の事項について公告又は通知しなければならない。

- (1)提出を求める技術提案書等の内容及び提出期限等
- (2)その他必要と認める事項

(技術提案書等の提出)

第6条 理事長は、価格以外の技術提案等の評価を行う際に、必要な技術提案書等を提出させることとし、提出された技術提案書等は返却しないものとする。

- 2 入札参加者は、指定された日までに指定された方法で技術提案書等を提出するものとする。

- 3 必要な技術提案書等を提出しない入札参加者による入札又は提出された技術提案書等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札は無効とし、落札者としな
- 4 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申請者の負担とする。

(技術提案書等のヒアリング)

第7条 理事長は、必要があると認めるとき、技術提案書等の内容について、入札参加者へヒアリングを実施することができる。

(技術提案書等の審査)

- 第8条 提出された技術提案書等の審査は、企画調査部会（以下「部会」という。）で行う。
- 2 建設工事の主管課（以下「工事主管課」という。）は、審査に必要な資料を部会へ提出し、技術提案書等の審査を要請する。
 - 3 技術提案書等の審査は、「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」に規定する「1 数値的判断基準」を満たす者について行う。
 - 4 自己採点表の審査は、評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を限度とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は0点とする。
 - 5 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(落札者決定基準)

- 第9条 理事長は、執行委員会で発注方法の選定後、価格及び価格以外のその他の要素を総合的に評価するため、建設工事毎に落札者決定基準を定めるものとする。
- 2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他必要な基準を定める。
 - 3 前項に規定する落札者決定基準は、部会に諮って定めるものとする。

(評価基準)

第10条 前条の評価基準は、次のとおりとする。

(1)評価項目

評価項目は、総合評価落札方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じて設定する。なお、必要に応じて発注者側から標準的な施工方法を示す。

(2)配点

各評価項目に対する配点は、その必要度・重要度に応じて定める。

(3)加算点

評価項目毎の得点合計を加算点とし、加算点は30～70点の範囲で定める。

(評価の方法)

第11条 総合評価は、次の除算方式又は加算方式により行い、除算方式を標準とする。

(1)除算方式

加算点に標準点（基礎点）の100点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除した次式で得られた数値をもって評価する。

評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点（基礎点）＋加算点

(2)加算方式

施工の確実性を実現する技術力を評価することで、工事品質の確保を図ることが、事業実施上、有利とされる工事は、価格評価点に加算点を加えたものをもって評価する。

評価値＝価格評価点＋加算点

＝ $\alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + \text{加算点}$

※ α の設定は工事特性に応じて定める。

(落札者の決定方法)

第12条 理事長は、次の要件に該当する落札候補者のうち、第8条に規定する審査後の評価値の最も高い者を落札者とする。

(1)入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること

(2)広島高速道路公社会計規程第76条第3項の規定により、契約の相手方として不適当とされないこと

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第13条 入札契約担当者は、契約締結後すみやかに各評価項目の加算点、技術評価点、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(評価内容の担保等)

第14条 受注者が提出した技術提案書等の内容は、発注者からの指示がない限り、原則として全て履行しなければならない。

2 建設工事の監督及び検査に当たっては、受注者が提出した技術提案書等の内容の履行状況について確認するものとする。

3 受注者の責めにより、技術提案書等の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定の考査項目別運用表の「法令遵守等」において行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月16日以降発注する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。